

キャッシュエイドとCALFRESHに関する報告の変更届

ケース名：	
ケース番号：	
担当者番号：	

キャッシュエイド CalFresh (以前のフードスタンプ) の給付が決定したため、総所得が特定レベルに達する場合は10日以内に報告する必要があります。世帯の月収合計額が現在の所得報告基準 (Income Reporting Threshold, IRT) を超える場合は、いつでも報告する必要があります。

給付の種類	CalWORKs	CalFresh
家族の人数		
現在の収入		
IRTの金額		

注： CalFreshのIRTが「該当なし」になっている場合は、次のSAR7または再証明のいずれか早い方までCalFreshの収入変更を報告する必要はありません。IRTの金額がCalWORKsに列挙されている場合は、総収入が当該金額を超えたときに報告してください。

報告の仕方

総所得が上記に記載されたIRTの金額を超える場合、郡に**10日以内**に報告する必要があります。郡へのこの情報の報告は、電話か文書で行うことができます。

「月の総所得」とは：

- ⇒ 取得したすべての金銭のことを指します（勤労所得および不労所得の両方）。
- ⇒ すべて控除前の金額を指します。（控除の例：税金、社会保障、年金、債権差し押さえなど）

報告の結果

- ⇒ IRTを超える分の所得に基づいて給付が減額または停止になる場合があります。
- ⇒ 所得が変動した場合または誰かが入居／転居した場合、IRTが変更される場合があります。
- ⇒ IRTの変更が行われる場合、その都度、郡から書面にて通知されます。
- ⇒ SAR 7では、既に金額を報告している場合でも、報告月に取得したすべての所得を報告しなければ

ばいけません。

報告を怠った場合の罰則

世帯のIRTを超える所得があった場合に報告を怠ると、規定よりも多い金額の給付を受けることになります。その場合、余分に給付された金額を払い戻さなくては**いけません**。給付額を余分に取得する目的で意図的に報告しなかった場合、詐欺行為とみなされ、罪に問われるおよび／または一定期間または永久にCalFreshの適用を受けることができなくなります。

キャッシュエイド給付が決定しましたので、以下についても発生から10日以内に報告しなくてはなりません。

1. 裁判所により保護観察期間違反または保釈違反状態であると判断された人物が世帯に加わるかすでにいる場合。
2. 司法当局から逃亡している（逮捕状が出ている）人物が世帯に加わる場合、または世帯にいる場合。
3. 住所が変更になった場合。

あなたがCalFreshの給付を受ける場合は、以下も報告しなくてはなりません：

- 扶養者のいない健全な成人（Able Bodied Adult Without Dependents：ABAWD）の場合、労働時間または訓練中の場合はその時間が週20時間未満または月80時間未満になった場合、いつでも報告しなければいけません。

自発的な情報報告

何らかの変更があった場合、自発的に郡に報告することもできます。変更を報告すると、給付額が増額される場合があります。例：

- 所得が止まったまたは減額された。
- 所得のある者が世帯から転居した場合。
- 所得のない者が世帯に入居してきた場合。
- 世帯の誰かが妊娠した場合。
- キャッシュエイドを受けている誰かに特別なニーズが発生した場合。例えば妊娠、医師処方の特典なダイエット、家計の逼迫など。
- 子供が生まれた場合。
- CalFreshの場合、障害者または60才以上の人物に、新しくまたは高額な現金医療費支払い義務が発生した場合。

注意： 自発的に報告した変更によって、CalFreshの支給額が減額される場合があります。